

青果物流通情報処理協議会委員会のご報告

平成29年9月15日開催の「第53回青果物流通情報処理協議会委員会」において、次のとおり決定されましたのでお知らせします。

1号議案 平成29年10月度青果物統一品名コードの追加について

今回はコードの追加を行わない。

2号議案 軽減税率対応について

平成31年10月に適用される軽減税率制度対応として、次のとおり標準税率コードを設定する。

軽減税率制度対応について

1. 趣 旨

- (1) 平成31年10月から軽減税率制度が適用される。
- (2) 平成29年2月に開催したベジフルネット利用者協議会理事会では、品名コードにより軽減税率・標準税率どちらを適用するかを判断することを決議した。
- (3) ベジフルで取り扱いのある品目は基本的には軽減税率が適応されるが、一部食品ではないものがあるため、標準税率を適応する品名コードを設定する必要がある。

2. 標準税率適用コードの設定について

- (1) 野菜・果実・加工食品それぞれ1つ標準税率適応コードを新設する。
- (2) 既存コードのうち、明らかに食品ではないものは標準税率適応コードとする。

標準税率適用コード(案)

コード	品名	区分
39609	その他野菜（標準税率）	新設
49509	その他の果実（標準税率）	新設
59909	その他の食品（標準税率）	新設
39811	メ飾り	既存
39871	菖蒲	既存

- (3) 食品でないものは上記5コードで取引することを基本とするが、産地や市場で上記5コードでの運用が難しい場合は、追加設定希望コードの取りまとめを平成30年1月末までに行い、同3月の青果物流通処理協議会委員会で決定する。
- (4) コード設定時期：平成30年4月以降